

## 第132回 統計委員会 議事概要

1 日 時 平成31年 2月20日（水） 9:30～12:15

2 場 所 総務省第二庁舎 7階 大会議室

3 出席者

### 【委員】

西村 清彦（委員長）、北村 行伸（委員長代理）、河井 啓希、川崎 茂、清原 慶子、  
嶋崎 尚子、白波瀬 佐和子、関根 敏隆、永瀬 伸子、中村 洋一、野呂 順一、  
宮川 努

### 【臨時委員】

山澤 成康、縣 公一郎、石井 夏生利、藤原 静雄

### 【幹事等】

内閣府大臣官房総括審議官、総務省統計局長、総務省政策統括官（統計基準担当）、  
財務省大臣官房総合政策課経済政策分析官、文部科学省総合教育政策局調査企画課長、  
厚生労働省政策統括官（総合政策、統計・情報政策、政策評価担当）、農林水産省大  
臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計グループ長、国土交通省大臣官房政策  
立案総括審議官

### 【審議協力者】

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統  
計局統計調査部長、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

### 【事務局（総務省）】

若生総務審議官、横山大臣官房審議官、平野大臣官房審議官  
統計委員会担当室：櫻川室長、肥後次長、上田次長、永島次長、阿南次長  
政策統括官（統計基準担当）：三宅政策統括官、北原統計企画管理官、  
澤村統計審査官

4 議 事

- (1) 諮問第125号「労働力調査の変更について」
- (2) 諮問第126号「工業統計調査の変更について」
- (3) 部会の審議状況について
- (4) 統計法第35条第2項の規定に基づく審議手続について
- (5) 毎月勤労統計調査について
- (6) 賃金構造基本統計調査について

## 5 議事概要

### (1) 毎月勤労統計調査について

事務局（委員会担当室）から、資料5-1に基づき報告が行われた。その後、厚生労働省から資料5-2に基づき報告が行われた。

主な発言は以下のとおり。

- ・ 資料5-2-1の都道府県別の提出率については、500人以上規模の事業所に係る都道府県別・産業別の回収率にバラツキがあるため、前回の委員会でデータ提供を依頼したが、本日は示されないのか。
- 今回の資料は全ての規模のもの。データの所在を確認の上、次回の統計委員会に出せるものかどうか検討する。
- ・ 過去に遡った数値もお願いしたい。
  - ・ 抽出率逆数表については、過去に遡ったものを出していただいたので有り難いと思っているが、平成19年において、接続が難しいものも、東京都は1→1の部分が多いので、補正しなくてもかなり接続できるのではないか。
- 一方、逆数が1→2や2→1について、どの企業が1/2となっているかは分かりづらいが、どちらかが全数になっていれば、そうで無いところを膨らませてから、ギャップ差を取れるのではないか。
- 逆数が2→2などについては、工夫が可能ではないか。平成16年、19年、21年は半数入替えて平成16年と21年が同じだと考えると、ブリッジできるようなことが考えられないか。
- このほか、2→2→3、3→3→4等はケースごとに丁寧なチェックが必要ではないか。
- 御意見を含めて考えたい。産業分類の部分は細かく見る必要がある。次回可能であれば提供したいと考えている。
- ・ 何ができるのかを考えるために、パターン化し組合せを行うことでやり方を考える必要があり、具体的な作業により確認することができる。出し方を考える必要があるのではないか。それが、適正な説明責任にも繋がるのではないか。
- 御意見を含めて、作業が見えるように取り組みたい。
- ・ 一般の国民、民間企業の利用者の立場からしても、統計データが欠落しているのは非常に困るので、最適な方法を持って復元してほしいし、また、なるべく早急に対応してほしい。
- 資料5-2の4ページにウエイトとサンプルの要因分析について、従来公表値における新旧差の中に、東京都分の復元に伴う差も含まれているということか。
- 再集計そのものが、復元しなかった影響を取り除いた形である。
- ・ 782円が復元の有り無しの差と理解しているが、1,791円（ベンチマーク）、295円（サンプル入替え）の中のどこに含まれるのか。

- 2,086円（従来の公表値）と1,304円（再集計値）の差については、ベンチマーク更新とサンプル更新の差だけではなく、復元しなかった部分の差も含まれているという理解である。
- ・この点は、分かりやすい説明が必要。要因分解は必要だが、何かメルクマールがないと、対外的な説明が難しいので、説明方法を考えてほしい。
  - ・資料5-1では、統計委員会事務局からは、具体的な復元方法の可能性が示されているが、この点の可能性について、厚生労働省としてどう感じたか。努力していただけるか。
- 具体的な復元の可能性を具体的にいただいた。真摯に受け止め、誠実に検討したい。
- ・こちらは市民に調査をお願いする立場である。市民からの不信感を直に受けている。国民に一番近い立場であるため、本対応については全面的に協力していきたいと考えている。今後の検討結果や成果については速く公表してほしい。
  - ・平成19年1月の旧対象事業所の復元推計に必要なデータは、資料5-1の7ページ記載の東京都の賃金総額と調査労働者数の2つのデータということでしょうか。当該データは、見つけることができそうか。これは東京都と関連している。
- 内容は理解している。手元にあるか確認するとともに、東京都にも問い合わせたい。
- ・資料5-1の8ページの新事業所データの活用の可能性はいかがか。
- 復元推計に必要なデータについては、それぞれ集計結果として当たれるかについても調査したい。計算式上、分子、分母ともに推計比率がある。
- ・平均賃金を出す計算式において、推計比率は、分母分子の双方にあるため、キャンセルアウトする。このため、これがなくても平均賃金は計算できるのではと考えている。
- その点を含めて、今後検討したい。
- ・新産業分類変更のための抽出率逆数表作成の資料5-1、13ページに記載されている4つの意見、「新産業分類と旧産業分類の連続性」、「事業所・企業統計調査の活用」、「毎月勤労統計調査の調査票情報活用の可能性」、「指定事業所名簿の有無」について、厚生労働省からお答えを頂けるものはあるか。
- 新産業分類と旧産業分類の連続性については更に詳しく調べていく。どれかを排除することなく、それぞれ上手く再推計に使いたい。それぞれについて、現時点で特段コメントはない。
- ・資料5-1の14ページ、「新産業分類と旧産業分類の連続性の検討」に関する統計委員会担当室の整理について意見はあるか。その案に沿って、産業を分類して、そのまま使える産業、組替作業が必要な産業を特定できそうか。
- 整理するが、特定作業は可能と考えている。
- ・平成22年以前の雇用保険データについて、資料5-1、22ページの従来公表値

を利用した雇用保険データの逆算について、事務局（統計委員会担当室）が示した計算式はどうか。これでよいか。

→具体的な式を明示していただいているので、これに沿って行うことで実務的にどうなるのかということで、作業を検討したい。

・資料5-1、21ページの「母集団労働者数の補正」において、雇用保険データのインパクトはどの程度か。大きなものとしては計量可能と考えるが。

→計量は可能と考えるが、検討していきたい。

・本日の事務局による整理や厚生労働省の回答により、2004年（平成16年）から2011年（平成23年）の遡及推計を行う際の障害となっているデータ不足について、一定の整理がつき、再推計に向けた道筋が立ったと考えている。それと同時に、遡及推計を行うには解決すべき課題が少なくないことも明らかになったと思う。

第1に、平成19年1月調査分の旧対象事業所分のデータの件については、厚生労働省自身のシステムにデータが残っていないか、類似データを東京都が保有していないか、厚生労働省に確認をお願いする。その際、全数調査を行っている産業では、新旧でサンプル入替えがなく、旧事業所データと新事業所データが同一となっていないか、確認をお願いする。

第2に、産業分類変更に対応した抽出率逆数表の作成については、複数の委員から、①新旧産業分類の範囲が同一とみなすことができ、新産業分類でも旧産業分類の抽出率をそのまま利用できる産業がどの程度あるか、言い換えれば新たに抽出率を計算すべき産業がどの程度の割合を占めているか、更に②30～499人の事業所における抽出率逆数表については、そのインパクトがどの程度大きいか、小さければ無視できるのではないか、明らかにするように要望が出た。先ほどもあったが、この指摘は重要であるため厚生労働省において、検討をお願いする。また、新産業分類での抽出率を算出する際に、代替のデータとして、③「指定事業所名簿」、調査票情報、「事業所・企業統計調査」のデータを活用することができないか、その具体的な方策についても検討をお願いする。

第3に、平成22年以前の雇用保険データについては、本日の事務局の分析により、母集団労働者数の従来公表値から逆算することで計算が可能という指摘があった。厚生労働省において、實際上、どのように使うか確認をお願いする。以上の課題について、厚生労働省において、誠実に対応いただき、確認・検討を行い、その結果については、途中段階でも構わないので、3月の統計委員会において報告をお願いする。また、事務局（統計委員会担当室）においても、統計委員会での議論を効率的に進めるために、引き続き、議論の整理や厚生労働省とのやり取りを含め、分析をお願いする。また、遡及推計に関する論点以外では、北村委員から要望があった地域別回収率の時系列推移について、野呂委員から指摘があったサンプル入替え時における段差の要因分解について、更

なる情報を求める意見も出た。こちらについても対応をお願いする。

現在のところ、すぐには結論が出るという状況ではないが、時系列データの連続性を確保していく観点から、ユーザーから要望を頂いている2004年（平成16年）から2011年（平成23年）までの遡及推計が提供できるように、今後も着実に取組を進めていくことをお願いする。統計委員会としても、引き続き、しっかりサポートしていきたいと思う。再推計となると単純ではない。望ましい形を練りながら、統計委員会の意見を厚生労働省にフィードバックしながら行いたい。

## （２）賃金構造基本統計調査について

厚生労働省から資料6に基づき報告が行われた。

主な発言は以下のとおり。

- ・驚きのような形で受け止めている。計画上、調査員調査として行うとされていたものが、実際には郵送調査で行われていたことと、それを総務省に報告しなかった原因として、政策目的として重要な外国人の調査項目の追加が実現できなくなることを危惧したということが挙げられていたが、今後どういう形で、調査の継続性を保ちつつ、新たな政策課題に対応して、統計としての形態を保っていくことを考えているのか。

統計委員会でも、オンライン調査の活用などを提言して、記入者負担を少なくする方向で検討してきたにもかかわらず、郵送調査への変更を公にせずに行うことで、本来は回答いただけるものが十分な形で調査できなくなるという点は反省してほしい。

- 原因究明には最大限協力し、必要な資料は全て出していく。今後どのようにするかは、統計精度、回収率の維持向上、記入者負担の軽減、効率的な行政事務の執行といった観点を総合的に勘案し、適切な調査方法について十分に検討したい。結果として、郵送調査となるか、調査員調査となるかは、総務省と相談しながら対応していきたい。

また、オンライン調査は2020年に導入予定であり、調査実施体制及び予算措置等を考えているところ。

- ・この背景には、調査員調査で調査を行うという中で、調査対象の事業所が、人口統計的な調査地区で調査員が回れるという物理的環境にはなく、現実問題として、かなり点在している状況だったということが原因としてあるのではないか。外国人労働者に係る調査項目を追加した形での調査実施を前に、質の保証に最大限軸足を置きつつ、かなり慎重に次の対応を考える必要がある。質の保証として回収率を鑑みると、中長期的にはオンライン調査の導入なども検討されている。次に何ができるかということで対応していくしかないと思うが、調査方法を変えるのであれば、郵送調査による無回答状況の検討、検証等も進め

ながら、郵送調査としての位置づけを行う必要がある。まずは、調査方法の変更と質の担保ということを若干区別して位置づけ、議論、検討をすすめる必要がある。

→適切な調査設計になるように検討する。

- ・一番気になるのは、今年の調査をどうするのかということである。通常は7月の調査実施であり、調査に穴が空くということがないようにしなくてはならない。今年の調査に向けて、厚生労働省の対応もあるが、統計委員会も迅速な対応が必要である。タイムチャートを作るなど、事務局と連携・相談して進めてほしい。

- ・前回の統計委員会において、郵送調査の導入等の時期・経緯・規模、これまでの指摘事項について、より詳細な説明を求めたところだが、総務省による点検検証の調査が入っており、その結果が出ていないことなど、諸般の事情を勘案しても、本日のところ、十分な説明がなされたとは言えない。

このような状況の中、来月の統計委員会には、この調査について、変更の諮問が行われる予定である。このため、厚生労働省においては、引き続き、更なる全容解明に努めるとともに、調査計画の変更に関するエビデンスをしっかりと提示していただいて、審議に臨んでいただくよう強く求めたい。

### (3) 諮問第125号「労働力調査の変更について」

事務局（統計審査官室）から資料1-1、1-2に基づき、説明が行われ、総務省から資料1-3に基づき、補足説明が行われた。本件は、①改元に伴い、調査事項に新たな元号の選択肢の追加等を行い、②調査方法について、従来の調査員調査に併せてオンライン調査を導入しようとするものであり、論点も限られていることから、部会に付託することなく、統計委員会の審議で結論を得ることで合意され、審議結果の委員長整理を答申として採択することとされた。なお、答申の文言は委員長に一任の上、本委員会終了後、委員に送付することとされた。

主な発言は以下のとおり。

- ・他の調査でも経験済みだと思うが、オンライン調査システムでは、どのぐらいの回答率になると想定しているのか。

→就業構造基本調査（5年周期の基幹統計調査）等が20%を少し上回る程度である。本調査では、回収期間等を考えれば、15%を目標に、まずは始めたい。

- ・本調査では、オンラインの試験調査を実施したか。

→オンライン調査の試験調査はやっていない。

就業状況については、オンライン調査を導入している就業構造基本調査と本調査における同じ年度での有業率・就業率等を比較したが、変化の幅等はほぼ同じということで、大きな影響はないと思う。また、就業構造基本調査において、紙の調査票又はオンラインによる回答状況に大きな差異はないことから、オン

ラインを導入しても、大きな影響が出てくるとは考えていない。

- ・資料1-3の2ページのオンライン調査導入調査区数をみると、例えば2020年1月から導入を開始するのは728調査区だが、先行実施する1都3県で154調査区の1つがとれるため、728調査区から154調査区を引いた574調査区を増やすという理解でよいか。
- 728の調査区は、先行して実施する1都3県以外の県で、新しく1月に開始される調査区で導入を始めるものである。表の下部の「オンライン調査導入調査区数」にあるとおり、今年の9月に154調査区から開始し、12月に616調査区、来年1月には1,190調査区というように順次導入して、最後には全ての調査区でオンラインが可能になる。
- ・複数の調査方法を併用することにより、調査結果に問題が生じることがあるので、同時進行で検証していただきたい。必ずデータには回答方法のフラグを入れ、また、オンラインでは、回答状況によって次の事項に進める、進めないという方法を採用することによってもかなり違ってくるため、丁寧な対応をお願いしたい。
- 調査データは、紙の調査票かオンラインで回答したかを分けられるようにしたい。また、先行県で導入する際にも、その回答状況等を詳しく確認しながら、慎重に導入を進めたい。
- ・労働力調査は、他の調査と違って、同じ世帯が連続して回答するということが特徴である。オンラインと紙の調査票での回答がフレキシブルにできるよう、便宜が図られているか。
- オンラインで回答しても、その翌月は紙の調査票で回答することも可能である。また、紙の調査票で回答した世帯が、その翌月はオンラインで回答することも可能である。
- ・記入上の手引きについて、紙のときは簡単に両方を見て回答できるが、スマートフォン等でも見やすくなっているか。
- パソコンやスマートフォンの場合には、調査項目のところに直接クエスチョンマークのようなものがあり、そこにカーソルを合わせると、記入の手引きの大体の内容が表示される。
- ・オンライン調査の導入に当たり、調査員と業務支援システムの間で、メール、電話でのやりとりがあるが、ここで調査対象の秘密が漏れないような措置を十分講じていただきたい。
- 業務支援システムについては、登録した調査員のメールアドレスに、調査世帯の番号のみ自動配信される。また、電話の自動応答についても、電話番号をまず登録し、登録された番号から電話をかけると、該当の調査区の回答状況を世帯番号で応答するようになっている。
- ・以上の議論を踏まえ、以下のとおり整理することとし、この整理を答申として採択した。

今回の変更としては、1点目は、今年5月1日から元号が改められることに伴い、調査事項において新元号の選択肢の追加等を行うもの、2点目は、報告者の利便性の向上や調査結果の正確性の確保等の観点から、従来の調査員調査と併用する形で、オンライン調査を段階的に導入するものであり、いずれも適当である。

また、平成29年の諮問審議で今後の課題とされた「従業上の地位」に係る選択肢の変更に伴う情報提供や未活用労働に係る各指標に関係する情報提供等についても、いずれも課題に的確に対応し、統計利用者の利便性等に配慮したものとなっていることから、適当である。

#### (4) 諮問第126号「工業統計調査の変更について」

事務局（統計審査官室）から資料2-1、2-2に基づき、説明が行われ、経済産業省から資料2-3に基づき、補足説明が行われた。本件は、平成30年8月の諮問第113号「中間年における経済構造統計の整備」に係る答申で指摘した、平成32年（2020年）における工業統計調査と国勢調査との間における地方公共団体の実施業務の輻輳の発生を踏まえ、地方公共団体における工業統計調査の事務負担の軽減を図ろうとするものであり、論点も限られていることから、部会に付託することなく、統計委員会の審議で結論を得ることで合意され、審議結果の委員長整理を答申として採択することとされた。なお、答申の文言は委員長に一任の上、本委員会終了後、委員に送付することとされた。

主な発言は以下のとおり。

- ・2020年（平成32年）には、国勢調査と工業統計調査の業務輻輳に加え、東京オリンピック・パラリンピックの開催により、東京都や市区町村は、統計調査以外にも一定の業務が膨らむ。また、調査対象者にあっても、調査協力に対し、関心が希薄になる可能性についても危惧していたところ。市区町村では、原則、準備調査に係る事務に限定し、2020年（平成32年）調査では、従前、都道府県の調査票入力業務も国で一括実施という方向性が示されており、実務的な立場から歓迎する一方、調査の結果の精度、時系列データの確保も不可欠。  
今回、本調査を民間事業者に委託する場合、プロポーザル方式やこれまでの実績といった民間事業者による調査の質を確保する対応について、検討内容を説明してほしい。
- 本調査は、平成31年の調査から経済構造実態調査と一体的な実施を考えているが、民間委託に特化しても、プロポーザルや過去の業務経験を重視しながら、着実に入札等により実施していく考えである。
- ・平成31年の取組も踏まえて、質の確保を図るための対応、方向性があれば安心

である。国勢調査の調査員確保に苦慮しているところがあり、この方向性に賛同する。

- ・ これまでは一貫して調査員が調査票の配布、回収を行っていたが、今回は調査員が配布し、民間事業者が督促を電話で行うこととなり、調査票配布後、民間事業者へのバトンタッチがうまくいくか非常に心配である。報告者に対して、督促は民間事業者が行うことを通知するなど、どのように督促を行うのか。また、資料2-1の4ページに、乙調査の調査票回収、甲調査の調査票の配布・回収と民間事業者の活用が2か所出てくるが、これは同じ事業者を想定しているのか。
- 調査票の配布から回収までで民間事業者への引継ぎが発生するので、調査対象者にはお知らせをしてスムーズにバトンタッチができるようにしたい。複数事業所を有する企業に対してはこれまでも民間事業者に委託しており、これを踏まえ適切な対応をしていきたい。オンライン、郵送による調査票の回収は、複数箇所になるとセキュリティ上の問題が生じるので、1か所、調査実施事務局にまとめて行いたい。
- 委託する民間事業者は、ジョイントベンチャーの方法もあるので、本来1社で行う方が非常に効率的ではあるが、2社でもよいのではないかとは思っている。実際には、入札の準備の中でよく見極めながら進めていきたい。)
- ・ 消費税について、税抜きなら税抜き、税込みであれば税込みで記入という形だが、複数税率が適用されると、後の計算が複雑になる可能性については、何か考慮されているか。
- 複数税率の適用については、各調査共通の課題である。軽減税率等の対策が詳細に公表された段階で、調査全体としてどのような対応をとっていか改めて検討させていただきたい。
- ・ 経済構造実態調査と工業統計調査を一体的に行い、報告者の負担も軽減すると聞いているが、今回の変更は、2020年（平成32年）と2021年（平成33年）の2か年分についてで、2022年（平成34年）以降は、また改めて検討するということか。
- 今回は2020年（平成32年）の1か年のみ。翌年は経済センサスが実施されるので、その後の2022年（平成34年）は、経済センサスの対応状況によって改めて検討したい。
- ・ 以上の議論を踏まえ、以下のとおり整理することとし、この整理を答申として採択した。

国勢調査の業務の輻輳が顕著となる平成32年（2020年）6月以降の地方公共団体の事務負担の軽減に資するものであり、諮問第113号の答申の指摘に対応するものであることから、適当と考える。

なお、平成34年（2022年）調査以降の取組予定・方針等の検討に当たっては、今回の変更による調査結果を踏まえ、その効果や問題点を検証した上で検討する必要がある。

#### （５）部会の審議状況について

##### 《人口・社会統計部会（民間給与実態統計調査）》

白波瀬人口・社会統計部会長から資料３－１に基づき、民間給与実態統計調査の変更に係る部会の審議状況について報告された。

主な発言は以下のとおり。

- ・本調査の審議については、変更事項にとどまらず、様々な観点から議論し、将来の見直しに向けた課題提起を行う方向で検討されている。この点は、今後の審議の在り方として評価する。特に、「本調査結果の直接的な活用を含め、国税総合管理（K S K）システムに収録された情報などの活用による報告者負担の軽減」は、統計委員会としても重要な課題と考える。答申案の取りまとめを引き続きよろしく願いたい。

##### 《人口・社会統計部会（学校基本調査）》

白波瀬人口・社会統計部会長から資料３－２－１、３－２－２に基づき、学校基本調査の変更に係る部会の審議状況について報告された。

主な発言は以下のとおり。

- ・平成26年の諮問審議の中で、必要な調査事項の変更に柔軟に対応できない現行の調査統計システムを見直すよう指摘されていたにもかかわらず、改善が図られることがなかったため、第Ⅲ期公的統計基本計画において課題として明記されたものである。第Ⅲ期公的統計基本計画では、新システムへの変更の検討を「平成30年度から実施」として、期限を切っていないが、文部科学省の現行の計画では、2022年度調査からの移行としており、国民目線から見ても、あまりにスピード感がなく、対応としては遅い。文部科学省は、この点を重く受け止め、2022年度調査からの移行を前提とすることなく、速やかに新システムへの移行を図るとともに、当該システムとの関係から、対応を先延ばしにした課題についても、速やかに対応するよう要請する。次回の統計委員会で答申案について報告とのことであり、よりよい答申採択のため、引き続き、よろしく願

いしたい。

#### 《国民経済計算体系的整備部会》

宮川国民経済計算体系的整備部会長から、資料3-3に基づき、部会の審議状況について報告された。

主な発言は以下のとおり。

- ・私の担当したところは、統合比率に関するデータ提供要望についてだが、非常に前向きに検討していただいた。実際にそのデータが出れば、分析の幅がかなり広がってユーザーにもかなり役立つと思うので評価したい。
- ・①生産面および分配面の四半期別GDP速報については、内閣府から具体的な試算結果が提示された。QE段階における、生産、支出、分配の三面の情報に関する興味深い結果だ。景気判断でGDPを利用するユーザーにとっては、かい離を含めて有用な情報が含まれていると思う。多くの諸外国では、既に三面の情報を活用した分析が可能となっている。分配面を中心に精度面で一定の課題があるように見受けられるが、この点を含めて、内閣府において引き続き検討し、早期に取扱いについて結論を出すようお願いしたい。
- ②統計委員会からの統合比率に関するデータ提供要望等について、内閣府からは、残された需要側・供給側推計値については2月25日、共通推計項目については3月末までに提供するとの、「最大限の努力」というにふさわしい非常に前向きな回答があった。統計委員会からのデータ要望に対して真摯に取り組んでいる内閣府の回答を高く評価したい。
- ③国民経済計算の改定状況の検証及び一次統計の活用方法の改善余地等に関する検討について、事務局（統計委員会担当室）が実施した「パン類」「そう菜・すし・弁当」に関する業界ヒアリング結果は興味深く、GDPの改定幅を縮小するのに役立つような情報が得られつつあるように思える。事務局（統計委員会担当室）は引き続きしっかり取り組んで頂きたい。

#### 《点検検証部会》

河井点検検証部会長から、資料3-4に基づき、部会の審議状況について報告された。点検検証部会の運営方針及び今後の進め方について、報告内容のとおり委員会に了承された。

主な発言は以下のとおり。

- ・今後、これに従って点検検証に精力的に取り組んでいただきたい。点検検証部会は、公的統計の信頼回復に向けて、再発防止、統計の品質向上を目指した点検検証という重大なミッションを背負っている。本委員会としても部会の活動を最大限支援する。今後とも審議状況を随時報告するように求める。

(6) 統計法第35条第2項の規定に基づく審議手続について

北村統計制度部会長から、資料4に基づき、第128回統計委員会（平成30年11月22日）において、西村委員長から指示のあった、匿名データの利用者への早期提供に向けた統計委員会審議の計画的かつ効率的な実施に係る部会の検討結果として、「統計法第35条第2項の規定に基づく審議について（改正案）」の説明が行われ、改正案のとおり了承された。

次回の統計委員会は調整中であり、日時、場所については、事務局から別途連絡する旨、案内された。

以上

<文責 総務省統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>